



**JASDAQ**  
Listed Company 3362

平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会社名 チムニー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 和泉 学  
(JASDAQコード: 3362)  
問合せ先 常務取締役経本部長 山口 実  
電話番号 03-3626-2341

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされた事項につき、規定の新設又は変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 7 条、第 11 条)
  - ② 単元未満株式の権利の範囲を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
  - ③ 株主総会参考書類の一部等につき、インターネットによる開示をもって、株主の皆様へ提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)
  - ④ 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするための変更を行うものであります。(変更案第 18 条)
  - ⑤ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 27 条)
  - ⑥ 補欠監査役の選任に係る決議の効力を伸長することが認められたことに伴い、規定を新設するものであります。(変更案第 35 条)
  - ⑦ 社外監査役として適切な人材を招聘することを容易にし、その職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 41 条第 2 項)
  - ⑧ その他全般にわたり、会社法等の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除、条数及び項数の変更等を行うものであります。
- (2) 単元未満株主が存在しないため、単元未満株式の買い増しに関する規定を削除するものであります。(現行定款第 8 条)

#### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、チムニー株式会社と称し、 英文では、CHIMNEY CO., LTD. と表 示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目 的とする。 1. 飲食店の経営 2. 食料品、日用雑貨品、衣料品の製造、 加工並びに販売 3. 酒類、米穀類及び専売品、医薬品の販 売 4. 厨房器具の製造、加工、卸売及び輸出 入 5. 前各号に記載の小売り、販売、経営を 自ら行う者に対する技術指導 6. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、建 築工事及び室内設備装飾の請負業 7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に 関する業務 8. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都墨田区に置 く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行 う。ただし、<u>電子公告によることができな い事故その他やむを得ない事由が生じた場 合には、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、チムニー株式会社と称し、 英文では、CHIMNEY CO., LTD. と表 示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目 的とする。 1. 飲食店の経営 2. 食料品、日用雑貨品、衣料品の製造、 加工並びに販売 3. 酒類、米穀類及び専売品、医薬品の販 売 4. 厨房器具の製造、加工、卸売及び輸出 入 5. 前各号に記載の小売り、販売、経営を 自ら行う者に対する技術指導 6. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、建 築工事及び室内設備装飾の請負業 7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に 関する業務 8. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都墨田区に置 く。</p> <p>(機 関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほ か、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とす る。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をすることが できない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して 行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)  第5条 当社の発行する株式の総数は、  30,000,000株とする</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)  第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受ける</u>ことができる。</p> <p>(<u>1単元の株式数および単元未満株券の不発行</u>)  第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。  2 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)  第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、<u>その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)  第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、  30,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)  第7条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)  第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を<u>取得する</u>ことができる。</p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)  第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。  2 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)  第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)  <u>第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)  <u>第10条 当社は、株式および新株予約権につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>  <u>3 当社の株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式および新株予約権の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式および新株予約権に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  <u>第11条 当社の株券の種類ならびに株式および新株予約権の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)  <u>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u>  <u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  <u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)  <u>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)  <u>第13条 当社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)  <u>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>予め定めた順序に従い</u>、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第 17 条 当社の取締役は、6 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第 20 条 当社の取締役は、6 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会はその決議により、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>商法 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任について、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の定める限度内においてその責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間に、商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する責任について、善意にしてかつ重大な過失がない場合には、法令が定める額を責任限度として、責任を負担する契約を定めることができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監 査 役</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(補欠監査役)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、定時株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>3 <u>前条第1項の定めにより予選された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領<u>およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第35条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領<u>及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役は記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(現行第 38 条から移設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任につき、<u>善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(報 酬)</p> <p>第38条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第39条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、<u>毎年12月31日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第40条 利益配当金は、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(変更案第 41 条に移設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 43 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第 44 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>利益配当金および中間配当金は、</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 <u>45</u> 条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日<u>を基準日として</u>配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>46</u> 条 <u>期末配当金及び中間配当金が</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>